



令和6年度 第2回 鳥取市男女共同参画審議会

日 時 令和6年8月27日(火)
午前10時00分～午前11時30分
場 所 鳥取市役所本庁舎6階 6-4会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 正副会長の互選

5 議題

(1) 男女共同参画に関する市民意識調査(案)について

資料1

(2) 企業における男女共同参画に関する意識調査(案)について

資料2

(3) 第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン策定スケジュール(案)について

資料3

6 その他

7 閉 会

鳥取市男女共同参画審議会委員

(令和6年8月1日から令和8年7月31日まで)

| No. | 分野 | 所属団体・役員名等 | 氏名 |
|-----|--------|--------------------------------------|-------|
| 1 | 登録団体 | 鳥取市男女共同参画登録団体連絡会 会員 (鳥取県退職者公務員連盟) | 徳田 純子 |
| 2 | 人権 | 部落解放同盟鳥取市協議会女性部 副部長 | 山崎久美子 |
| 3 | 教育 | 鳥取市小学校長会 (青谷小学校長) | 浅井 寛恵 |
| 4 | 子育て | Tottori Mama's 代表 | 中井みずほ |
| 5 | 若者 | NPO法人ふふや (鳥取大学地域学部) | 清水 愛結 |
| 6 | 経済 | 鳥取商工会議所 常議員 (山野商事(株)代表取締役) | 嶋田 耕一 |
| 7 | 労働 | 連合鳥取東部地域協議会 (副議長) | 田中 義昭 |
| 8 | 農林水産 | 農業従事者 (橋本農園) | 坂出 典子 |
| 9 | 地域 | 鳥取市自治連合会 副会長 | 水田 憲夫 |
| 10 | 福祉 | 鳥取市社会福祉協議会 総務企画課 参事 | 吉村 雅子 |
| 11 | 防災 | 鳥取市消防団 女性分団 班長 | 安達 由紀 |
| 12 | 行政 (国) | 鳥取労働局雇用環境・均等室 室長 | 岡田 節子 |
| 13 | 行政 (県) | 鳥取県地域社会振興部 人権尊重社会推進局 女性応援課 課長補佐 | 澤田 稔 |
| 14 | 公募 | 一般公募 | 小林 明子 |
| 15 | 公募 | 一般公募 | 福田 克彦 |
| 16 | 公募 | 一般公募 | 眞木 真理 |
| 17 | 公募 | 一般公募 | 森田 将悟 |

【事務局】

| 所属 | 氏名 |
|----------------------|-------|
| 人権政策局長 | 谷口 恭子 |
| 人権政策局男女共同参画課長 | 太田奈津美 |
| 人権政策局男女共同参画センター所長 | 安本 哲哉 |
| 人権政策局男女共同参画課 課長補佐 | 川北 明子 |
| 人権政策局男女共同参画課 主事 | 大塩 茉奈 |
| 経済観光部次長 兼経済・雇用戦略課長 | 渡邊 大輔 |
| 経済観光部経済・雇用戦略課 課長補佐 | 岩崎 勝紀 |
| 経済観光部経済・雇用戦略課 雇用政策係長 | 鈴木 元気 |

ご協力をお願い

市民の皆様には、日ごろから市政の推進にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

鳥取市では、「男女共同参画都市宣言」や「男女共同参画推進条例」に基づき、男女が共に喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現をめざして様々な施策に取り組んでいます。

このたび、皆様に男女共同参画に関するお考えやご意見をお伺いし、今後の施策を検討する参考資料とするため、「鳥取市男女共同参画に関する意識調査」を実施することといたしました。

この調査は、市内にお住まいの18歳以上の方の中から無作為に2,000人を抽出させていただき、ご協力をお願いするものです。

お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

- この調査は無記名でお答えいただき、回答内容は統計的に処理しますので、個人が特定されることはありません。
- 調査目的以外の他の目的に利用することはありません。
- 調査結果は、本市ホームページで公表する予定です。

令和6年11月 鳥取市

ご記入にあたってのお願い

- 1 **あて名のご本人**がご回答ください。なお、ご本人の記入が難しい場合は、ご家族の方などの代理記入でも構いません。
- 2 回答は、質問ごとに用意した答えの中から、ご本人のお考えにあてはまる、または最も近い番号に○印をつけてください。また、「その他」の場合は、()内に具体的な内容を記入してください。
- 3 この調査票は、原則、**令和6年11月1日現在**でご記入ください。
- 4 回答方法は、下記のいずれかの方法でご回答ください。
【調査票の場合】
調査票に直接、鉛筆または黒のボールペンでご記入いただき、同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、月 日 () までに郵便ポストに投函してください。
【インターネットの場合】
以下のURLから、または右記の二次元コードから回答フォームにアクセスし回答してください。インターネットから回答された場合は、調査票は処分していただいても構いません。
URL : _____
- 5 回答は、**12月 日 ()**までにお願ひします。

【お問い合わせ先】 鳥取市総務部人権政策局 男女共同参画課
〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地
電 話 0857-30-8076
E-mail : danjyo@city.tottori.lg.jp

鳥取市男女共同参画意識調査票

質問ごとに、あなたのお考えや現状にあてはまる番号に○印をつけてください。
回答は、選択式になっていますが、一部記述式の箇所もあります。

はじめに

調査を統計的に分析するために、あなた自身のことについておたずねします。

(1) あなたの性別はどちらですか。(ご自身が認識する性でお答えください。)

- 1 男性
- 2 女性
- 3 回答しない

(2) あなたの年齢は満で何歳ですか。

- 1 18～19歳
- 2 20～29歳
- 3 30～39歳
- 4 40～49歳
- 5 50～59歳
- 6 60～69歳
- 7 70～79歳
- 8 80歳~~70歳~~以上

(3) あなた自身の主たる職業はどれに該当しますか。(○は1つだけ)

- 1 自営業主 (農林漁業、商工業、サービス業、自由業など)
- 2 家族従業員 (農林漁業、商工業、サービス業、自由業など)
- 3 フルタイムの勤め人《正規》 (正社員、正職員など)
- 4 フルタイムの勤め人《非正規》 (派遣社員、契約社員など)
- 5 パートタイムの勤め人 (パートタイマー、臨時、アルバイト、内職など)
- 6 学生
- 7 無職 (主婦・主夫、~~学生~~、失業中など)
- 8 その他 ()

(4) あなたには配偶者がいますか。(事実婚や自治体に届出をしたパートナーを含む)

- 1 ~~いない(未婚) 未婚である~~
- 2 ~~いる 配偶者が有り、その配偶者は仕事をしている~~
- 3 ~~配偶者が有り、その配偶者は無職である~~
- 3-4 配偶者と離別・死別した

2と回答したかたは(5)へ。それ以外の方は(6)へ。

(5) あなたの配偶者の職業はどれにあたりますか。

- 1 自営業主 (農林漁業、商工業、サービス業、自由業など)

- 2 家族従業員 (農林漁業、商工業、サービス業、自由業など)
- 3 フルタイムの勤め人《正規》 (正社員、正職員など)
- 4 フルタイムの勤め人《非正規》 (派遣社員、契約社員など)
- 5 パートタイムの勤め人 (パートタイマー、臨時、アルバイト、内職など)
- 6 学生
- 7 無職 (主婦・主夫、失業中など)
- 8 その他 ()

(6)あなたのご家族(世帯)はどれに該当しますか。

- 1 単身世帯 (ひとり暮らし、単身赴任)
- 2 一世代世帯 (夫婦・パートナーのみ)
- 3 二世帯世帯 (親と子)
- 4 三世帯世帯 (親と子と孫)
- 5 その他の世帯

▼ 3または4と回答したかたは(7)へ。それ以外の方は(8)へ。

(7)一番下のお子さん、お孫さんはどれに該当しますか。

- 1 未就学児で幼稚園や保育園に通っていない
- 2 幼稚園や保育園などに通っている
- 3 小学生
- 4 中学生
- 5 高校生
- 6 それ以上

(8)あなたには、日常的に介護している人がいますか。(別居含む)

- 1 いる
- 2 いない

I 男女共同参画・男女平等

問1 「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどのように思いますか。 (○は1つ)

- 1 同感である
- 2 どちらかといえば同感である
- 3 どちらかといえば反対である
- 4 反対である
- 5 どちらともいえない

問2-1 家庭での役割について主に誰がしていますか。 ((1)~(11)について○は1つずつ)

※「該当なし」は、現在(1)~(11)の状況に該当がない(いない)場合に○をしてください。

| | 本人 | 配偶者 | 娘、子の妻など | 息子、子の夫など | 母、祖母など | 父、祖父など | 姉妹 | 兄弟 | その他 | ※該当なし |
|------------------------------------|----|-----|---------|----------|--------|--------|----|----|-----|-------|
| (1)学校等の行事への出席 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 7 | 8 |
| (2)町内会等の行事への出席 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 7 | 8 |
| (3)冠婚葬祭への出席 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 7 | 8 |
| (3)食事づくり | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 7 | 8 |
| (4)食器等の後片付け | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 7 | 8 |
| (5)洗濯 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 7 | 8 |
| (6)食料品・日用品の買い物 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 7 | 8 |
| (7)掃除 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 7 | 8 |
| (8)ごみ出し | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 7 | 8 |
| (9)乳幼児の世話、育児、子どもの教育・しつけ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 7 | 8 |
| (10)育児、子どもの教育・しつけ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 7 | 8 |
| (11)病人・高齢者等の介護 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 7 | 8 |

問2-1の(3)~(11)で「1」または「2」と回答したかたは「問2-2」へ

問2-2 あなたが家事・育児・介護をしている時間の合計は1日あたりにすると平均どれくらいですか。(○は1つずつ)

- 1 30分未満
- 2 30分以上1時間未満
- 3 1時間以上2時間未満
- 4 2時間以上3時間未満
- 5 3時間以上

問3 「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てた方がよい」という考え方についてどのように思いますか。
 (○は1つ)

- 1 ~~そう思う~~
- 2 ~~どちらかといえばそう思う~~
- 3 ~~どちらかといえばそう思わない~~
- 4 ~~そう思わない~~
- 5 ~~どちらともいえない~~

問4 結婚についてどのように思いますか。(1)~(9)について○は1つずつ

| | 賛成である | どちらかといえば賛成である | どちらかといえば反対である | 反対である | わからない |
|--|-------|---------------|---------------|-------|-------|
| (1)女性に結婚した方が幸せである | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (2)男性に結婚した方が幸せである | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (3)結婚は個人の自由だから、結婚してもしなくてもどちらでもよい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (4)夫は外で働き、妻は家庭を守る方がよい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (5)女性に結婚したら、自分自身のことより、夫や子どもなど家庭を中心に考えて生活した方がよい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (6)結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (7)結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (8)結婚しても夫婦が別々の姓(名字)を選択できる方がよい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (9)同性同士の結婚も認められる方がよい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

問3 結婚観や性別による「らしさ」について、次にあげる考え方をどのように思いますか。(○は1つ)

| | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらかといえばそう思わない | そう思わない | わからない |
|-------------------------------|------|--------------|----------------|--------|-------|
| (1)結婚する、しないは個人の自由である | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (2)結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (3)男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるのがよい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (4)女の子も、経済的自立ができるように育てるのがよい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (5)結婚生活が上手くいかない場合、離婚してもかまわない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (6)結婚しても夫婦が別々の姓(名字)を選択できる方がよい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (7)同性同士の結婚も認められる方がよい | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

問4-5 次にあげる分野で男女の地位が平等になっていると思いますか。 ((1)~(7)について○は1つずつ)

| | 男性の方が非常に 優遇されている | どちらかといえば 男性の方が優遇 されている | 平等である | どちらかといえば 女性の方が優遇 されている | 女性の方が非常に 優遇されている | わからない |
|--------------|---------------------|------------------------------|-------|------------------------------|---------------------|-------|
| (1)家庭生活 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (2)職場 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (3)学校教育の場 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (4)社会的慣習や風潮 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (5)法律や制度上 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (6)地域・社会活動の場 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (7)社会生活全体 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |

問6 主に女性の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなことについてですか。 ((1)~(7)について○は1つずつ)

| | 感じる | どちらかといえば 感じる | どちらとも言えない | どちらかといえ ば 感じない | 感じない | わからない |
|-------------------------------------|-----|-----------------|-----------|----------------------|------|-------|
| (1)職場における待遇・人事などの格差 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (2)男女の固定的役割分担意識の存在 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (3)社会的慣習や風潮、制度 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (4)職場におけるセクシュアル・ハラスメント (性的いやがらせ) | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (5)配偶者や恋人などからの暴力、暴言 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (6)商品とは直接関係のない水着姿などを使用した広告 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (7)容姿を競うコンテスト | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |

問5-7 職場の管理職に女性が少ないのはどのような理由からだと思いますか。 (○は2つ以内)

- 1 社会的慣習や風潮
- 2 女性の能力開発の機会が不十分である
- 3 女性の社会進出の条件整備が不十分である
- 4 家事・育児・介護などの負担が過重である
- 5 適性などに女性と男性の差がある
- 6 わからない
- 7 その他 ()

問 6-8 女性の議員が少ないのはどのような理由からだと思いますか。 (○は2つ以内)

- 1 社会的慣習や風潮
- 2 女性の能力開発の機会が不十分である
- 3 女性の社会進出の条件整備が不十分である
- 4 家事・育児・介護などの負担が過重である
- 5 適性などに女性と男性の差がある
- 6 わからない
- 7 その他 ()

問 7-9 10年前に比べて男女平等が進んだと思いますか。 (○は1つ)

- 1 大いに進んだと思う
- 2 やや進んだと思う
- 3 あまり進んでいないと思う
- 4 まったく進んでいないと思う
- 5 わからない
- 6 その他 ()

問 8-10 男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために何が重要であると思いますか。(○は2つ以内)

- 1 法律の改正、制度や運用の見直し
- 2 社会的慣習や風潮を改める
- 3 女性の能力開発の機会を設ける
- 4 女性が意識を高めるよう啓発や情報提供を行う
- 5 女性があらゆる分野の活動に積極的に参画する
- 6 男性の家事などの技能を高める機会を設ける
- 7 男性が意識を高めるよう啓発や情報提供を行う
- 8 労働時間の短縮や休暇制度の充実・利用促進を行う
- 9 わからない
- 10 その他 ()

II 地域・社会

問 9 11-1 現在、「地域・社会」でどのような活動に参加をしていますか。 (あてはまるものすべてに○)

- 1 町内会や自治会などの活動
- 2 P T A活動
- 3 子ども会や青年会、女性会などの活動
- 4 文化、教養、趣味などのサークル活動
- 5 女性団体の活動
- 6 老人クラブ活動
- 7 ボランティア活動
- 8 民生委員や審議会委員など公的な委員活動

~~9 各種市民運動~~

~~10 国際交流に関する活動 (日本語ボランティア、セミナー、留学生との交流会なども含む)~~

9 自主防災会や消防団の活動

10 その他 ()

11 活動していない

問 9 11-2 今後の活動についてどのようにお考えですか。 (あてはまるものすべてに○)

- 1 仕事の時間にゆとりがあれば活動したい
- 2 育児や介護の交代があれば活動したい
- 3 家の近くに施設や活動の場があれば活動したい
- 4 経済的にゆとりがあれば活動したい
- 5 グループ活動に良い指導者や仲間がいれば活動したい
- 6 活動したくない
- 7 その他 ()

問 10 12 地域の役職に女性が少ない現状があります。女性が「地域・社会」活動の意思決定の場に参加することについてどのように思いますか。(○は1つ)

- 1 さらに積極的に参加した方がよい
- 2 現状の範囲で参加した方がよい
- 3 参加しない方がよい
- 4 わからない
- 5 その他 ()

問 11 13 女性が「地域・社会」活動やその意思決定の場に参加するには何が必要であると思いますか。(○は2つ以内)

- 1 家族の理解と協力
- 2 ~~隣り~~近所や周囲の理解と協力
- 3 育児・介護等の負担を減らすこと ~~保育施設やホームヘルパー等の整備~~
- 4 役員の男女比を設定するなどの制度の導入 ~~女性センターや集会所等社会活動をするための施設整備~~
- 5 女性自身の意欲と関心
- 6 行政の指導による啓発、情報の提供
- 7 リーダーの育成
- 8 女性が参加しやすい雰囲気づくり ~~大学の一般公開講座の開催~~

- 9 市民講座、教養講座等の開催
- 10 わからない
- 11 その他 ()

~~問 14-1 自治体の防災・災害対策の体制づくりにおいて男女共同参画の視点で、特に何が必要であると思いますか。(〇は2つ~~

~~以内)~~

- ~~1 災害対策に女性の視点を入れるため、災害対策本部に女性を配置すること~~
- ~~2 地域防災計画策定過程における女性の参画~~
- ~~3 防災会議委員への女性の積極的な登用~~
- ~~4 防災関係者に対する男女共同参画の意識づくり~~
- ~~5 その他 ()~~

問 12 ~~14-2~~ 地域の防災・災害対策において男女共同参画の視点で、特に何が必要であると思いますか。(〇は3つ

以内)

- 1 男女共同参画の視点での防災に関する研修・講座などの学習機会
- 2 防災訓練や防災研修会へ男女ともに積極的に参加すること
- 3 女性の防災リーダーや女性消防団員等の育成や役員への登用
- 4 自主防災組織に女性が增えるよう努めること
- 5 男女がともに安全・安心に避難所を利用するための避難所運営マニュアル
- 6 避難所の運営体制・構成班への女性の参画
- 7 市の防災会議や防災担当に女性の委員・職員を増やすこと
- 8 その他 ()

~~問 14-3 避難所において男女共同参画の視点で、特に何が必要であると思いますか。(〇は2つ以内)~~

- ~~1 避難所の運営体制への女性の参画~~
- ~~2 避難所の設営や設備について女性の視点が活かされること~~
- ~~3 生活に必要な物資の供給や配布について、女性担当者を配置すること~~
- ~~4 乳幼児や要介護者等のいる家庭に配慮したスペース割りをすること~~
- ~~5 防犯体制を充実すること(セクハラや性犯罪などの防止も含む)~~
- ~~6 保健師や看護師等の配備~~
- ~~7 相談体制の充実(メンタルケア、健康相談、女性相談等)~~
- ~~8 その他 ()~~

Ⅲ 女性の就業と労働環境

問 13 15 女性が職業を持つことについてどのようにお考えですか。 (○は1つ)

- 1 女性は職業を持たない方がよい
- 2 結婚するまでは仕事をし、結婚後は家庭に入る方がよい
- 3 結婚後も子どもができるまでは仕事を続け、産まれたら家事、育児に専念する
- 4 子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい
- 5 結婚、出産にかかわらず仕事を続けた方がよい
- 6 結婚後は家にいて、家事と両立できる仕事を持つ方がよい
- 7 その他 ()

問 14 16 女性が仕事を続けていく上での支障としてどのようなことがあると思いますか。 ((1)~(7)について○は1つずつ)

| | あてはまる | どちらかといえばあてはまる | どちらとも言えない | どちらかといえばあてはまらない | あてはまらない |
|--|-------|---------------|-----------|-----------------|---------|
| (1)乳幼児の養育 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (2)子どもの教育 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (3)家族の介護 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (4)自分の健康の問題 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (5)職場の条件や制度 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (6)セクシュアル・ハラスメント | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (7)その他のハラスメント (パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど) | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

問 17 女性が仕事を継続していくためにはどのようにすればよいとお考えですか。 (○は3つ以内)

- ~~1 賃金、昇進、定年などに差別をなくし、女性の能力を正しく評価する~~
- ~~2 労働時間や休暇取得の面を配慮する~~
- ~~3 保育設備、福利厚生施設を完備させる~~
- ~~4 女性の育児休業制度や再雇用制度を普及させる~~
- ~~5 男性の育児休業制度を普及させる~~
- ~~6 介護休暇、介護休業制度を普及させる~~
- ~~7 病児保育の充実~~
- ~~8 学童保育の充実~~
- ~~9 家族の理解や協力を高め、女性の家事・育児等の負担を減らす~~
- ~~10 女性自身が自覚を持つ~~
- ~~11 社会全体の理解を高める~~
- ~~12 継続していくための条件は整っている~~
- ~~13 わからない~~

問 15 17 女性が離職せずに仕事を継続していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つ以内)

- 1 昇進、昇給などの職場での男女平等を確保し女性の能力を正しく評価する
- 2 労働時間の短縮、長時間労働の改善
- 3 保育施設や子どもを預けられるサービスの充実
- 4 女性の出産・子育て等による退職後の再雇用制度の普及
- 5 男性の育児休業や短時間勤務などの制度の充実
- 6 介護サービスや介護休業制度の充実
- 7 家族の理解を高め、家族の家事・育児等への参加・協力の促進
- 8 女性自身が働くことへの意欲を高める
- 9 女性が働き続けることへの社会全体の理解や意識改革
- 10 フレックスタイム制、テレワークなどの柔軟な働き方の導入
- 11 わからない
- 12 その他 ()

問 16 18 《 「就労中の方」または「就労した経験がある方」におたずねします 》

女性が仕事を続けるうえで不利だと思われることは何ですか。(あてはまるものすべてに〇)

- 1 賃金、昇給、定年などに格差があること
- 2 労働時間や休暇取得の制度に不備があること
- 3 保育環境・条件が完備していないこと
- 4 福利厚生施設が完備していないこと
- 5 育児休業の取得ができないこと
- 6 介護休業の取得ができないこと
- 7 管理職の登用に格差があること
- 8 能力開発の機会が少ないこと
- 9 わからない
- 10 その他 ()

問 17 19 《 「自営業主の方」または「家族従業員の方」におたずねします 》

現在の職場はどのような状況ですか。(あてはまるものすべてに〇)

- 1 女性が経営の方針決定過程に参画している
- 2 女性が自営に必要な講習会に参加している
- 3 労働時間が定められている
- 4 休暇が定められている

IV 家庭生活（子育て、介護等）

問 18 20 《 「就労中の方」におたずねします 》

家族で育児や介護をする必要が生じた場合に、あなた自身が「育児休業」「介護休業」を取得したいと思いますか。 ((1)(2)について○は1つずつ)

| | 給与の補償があれば利用したい | 給与の補償がなくても利用したい | 給与の補償があっても利用しにくい | 利用しない | わからない |
|---------|----------------|-----------------|------------------|-------|-------|
| (1)育児休業 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (2)介護休業 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

問 19 21 《 「就労中の方」におたずねします 》

「育児休業」「介護休業」を利用する場合の問題点について、現在の職場ではどのように思いますか。 ((1)~(4)について○は1つずつ)

| | あてはまる | どちらかといえばあてはまる | どちらとも言えない | どちらかといえばあてはまらない | あてはまらない |
|--------------------------|-------|---------------|-----------|-----------------|---------|
| (1)子育てや介護は女性の役割だという意識が強い | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (2)職場での理解が得られない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (3)仕事が忙しくて取る暇がない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (4)収入が大きく減る | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

問 20 男性が育児休業・介護休業を取得することについて、どのように思いますか。 ((1)(2)について○は1つずつ)

| | 積極的に取得した方が良い | どちらかと言えば取得した方が良い | どちらかと言えば取得しない方が良い | 取得しない方が良い | わからない |
|---------|--------------|------------------|-------------------|-----------|-------|
| (1)育児休業 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (2)介護休業 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

問 21 育児休業・介護休業は、男性の利用が少ないのが現状です。男性の取得を増やすには、どのようなことが必要だと思いますか。 (○は3つまで)

- 1 男女の固定的な役割分担意識を改める
- 2 夫婦や家族間のコミュニケーションをはかる
- 3 社会の中で、男性による家事・育児・介護についての評価を高めること
- 4 労働時間短縮や取得しやすい休暇制度の普及
- 5 男性の家事・育児等への関心を高めるよう啓発や情報提供を行う
- 6 子どもの頃から家庭内で家事分担の意識を高め家事を経験する
- 7 仕事と家庭の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設ける
- 8 特に必要なことはない
- 9 わからない
- 10 その他 ()

問 22 あなたが介護される立場になったとき誰に介護してもらうことになると思いますか。 (○は1つ)

- 1 配偶者
- 2 娘
- 3 息子
- 4 子の妻 (息子の配偶者)
- 5 子の夫 (娘の配偶者)
- 6 姉妹
- 7 兄弟
- 8 施設等
- 9 ホームヘルパー
- 10 わからない
- 11 その他 ()

問 23 家族の介護、子育てを主に女性が担うことについてどのように思いますか ((1)(2)について○は1つずつ)

| | 好ましい | やむを得ない | 好ましくない | わからない |
|------------|------|--------|--------|-------|
| (1)介護について | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (2)子育てについて | 1 | 2 | 3 | 4 |

問 24-1 あなた自身が今、不安なこと、いつも気にかかっていることがありますか。 (○は2つ以内)

- 1 健康のこと
- 2 家族のこと
- 3 子育てのこと
- 4 介護のこと
- 5 老後の生活のこと
- 6 自分自身の将来のこと
- 7 人間関係のこと
- 8 仕事・職業のこと
- 9 災害・防災のこと
- 10 現在の家計・経済的なこと
- 11 住まいのこと
- 12 ない
- 13 その他 ()

問 24-2 そのことについて具体的にしたことはありますか。 (○は2つ以内)

- 1 家族に相談した
- 2 友人に相談した
- 3 職場や学校に相談した
- 4 相談機関(窓口)に相談した
- 5 何もしていない
- 6 その他 ()

問 24-3 何もしていない理由は何ですか。 (○は2つ以内)

- 1 相談しにくい内容だから
- 2 相談できる人が周りにいないから
- 3 相談できる機関や窓口を知らないから

~~問 25 あなた自身が生きがいを感じるのはどんなときですか。 (○は2つ以内)~~

- ~~1 子どもの育児や成長を見守ったりするとき~~
- ~~2 家族が健康で仲良く暮らすとき~~
- ~~3 家事をきりもりするとき~~
- ~~4 趣味や娯楽で余暇を楽しむとき~~
- ~~5 職業や仕事についているとき~~
- ~~6 社会活動・地域活動などに参加しているとき~~
- ~~7 友達とつきあっているとき~~
- ~~8 生きがいを感じない~~
- ~~9 わからない~~
- ~~10 その他 ()~~

V 配偶者、恋人などからの暴力

問 25-1 ~~26-1~~ 「ドメスティック・バイオレンス (DV) ※」「セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)」「ストーカー行為」について、経験したり、見聞きしたことがありますか。 ((1)~(3)について○は1つつ)

※DVとは：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。身体的なものだけでなく、心無い言動等により相手の心を傷つける精神的なものも DV に含まれます。

| | 直接受けたことがある | 身近（親族、友人など）に受けた人がいる | 受けた人から相談されたことがある | 実際に経験したり見聞きしたことはないが内容は知っている | 言葉は聞いたことがあるが内容は知らない | 言葉を聞いたことがなく内容も知らない |
|--|------------|---------------------|------------------|-----------------------------|---------------------|--------------------|
| (1)配偶者、恋人、パートナーから身体的・心理的な暴力を受けるDV | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (2)セクハラ、性的いやがらせ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (3)同じ人につきまとわれたり、執拗に電話をかけられるなどの、いわゆるストーカー行為 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |

問 25-2 ~~26-2~~ その後どのような対応をしましたか。 ((1)~(3)であてはまるものすべてに○)

| | 相談機関に相談した | 家族や友人に相談した | 相談したかったが相談機関や窓口がわからなかった | どこにも（誰にも）相談しなかった | その他 |
|--|-----------|------------|-------------------------|------------------|-----|
| (1)配偶者、恋人、パートナーから身体的・心理的な暴力を受けるDV | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (2)セクハラ、性的いやがらせ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (3)同じ人につきまとわれたり、執拗に電話をかけられるなどの、いわゆるストーカー行為 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

問 26 27 DV、セクハラなどをなくするために何が重要であると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 法律や制度の見直しを行う
- 2 犯罪の取り締りを強化する
- 3 関係機関の窓口で女性担当者を増員するなど、被害者が届けやすい環境をつくる
- 4 被害者のための相談機関や保護施設を整備する
- 5 被害者を支援し、暴力に反対する市民運動を盛り上げる
- 6 加害者に対する再教育を行う
- 7 家庭・学校における男女平等についての教育を充実させる
- 8 過激な内容のビデオソフト、ゲームソフト等の販売や貸出しを制限する
- 9 メディアが倫理規定に基づいて、自主的な取組をする
- 10 有害なネットサイト、携帯サイトを規制する
- 11 その他 ()

問 27 28 新聞・雑誌・テレビ・インターネットなどメディアにおける性や暴力の表現についてどのように思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ
- 2 社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている
- 3 女性に対する犯罪を助長するおそれがある
- 4 過度な情報や表現を子どもの目に触れないようにする配慮が足りない
- 5 女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現が多い
- 6 特に問題はない
- 7 わからない
- 8 その他 ()

問 28 29 DVや性被害について相談できる窓口についてご存知の機関はありますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 鳥取市役所 (こども家庭センター)
- 2 鳥取市各人権福祉センター
- 3 県福祉相談センター (女性相談支援センター 旧: 婦人相談所)
- 4 鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」
- 5 警察
- 6 弁護士・弁護士会・日本司法支援センター (法テラス)
- 7 法務局 (常設人権相談所)
- 8 医療関係機関
- 9 地域の相談機関 (人権擁護委員、民生児童委員)
- 10 性暴力被害者支援センターとっとり (クローバーとっとり)
- 11 DV相談ナビ #8008
- 12 性暴力 SNS 相談「Curetime (キュアタイム)」
- 13 知っているものはない
- 14 その他 ()

VI ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

問 29 30 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っていますか。（○は1つ）

- 1 言葉も内容も知っている
- 2 言葉は聞いたことがあるが、内容まではよく知らない
- 3 言葉も内容も知らない

問 30 31 「仕事」「家事」「プライベート（趣味など）」の優先度をお尋ねします。（(1)(2)について○は1つずつ）

| | 「仕事」を重視 | 「家事」を重視 | 「プライベート」を重視 | 「仕事」と「家事」を重視 | 「仕事」と「プライベート」を重視 | 「家事」と「プライベート」を重視 | 「仕事」と「家事」と「プライベート」のすべてを重視 |
|------------------|---------|---------|-------------|--------------|------------------|------------------|---------------------------|
| (1)あなたの現実に最も近いもの | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| (2)あなたの希望に最も近いもの | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |

~~問 32 「仕事」「家事」「プライベート」の時間のバランスを今後どのようにしたいと思いますか。~~

~~（(1)～(3)について○は1つずつ）~~

| | 長くしたい | 今のままでよい | 短くしたい |
|--------------|-------|---------|-------|
| (1)仕事の時間 | 1 | 2 | 3 |
| (2)家事の時間 | 1 | 2 | 3 |
| (3)プライベートの時間 | 1 | 2 | 3 |

問 31 あなたが望ましいと考える家庭における役割分担に最も近いものはどれですか。（○は1つ）

- 1 夫婦共働きで、分担して家事・育児・介護等をするのがよい
- 2 夫婦共働きで、家事・育児・介護等は主に妻がするのがよい
- 3 夫婦共働きで、家事・育児・介護等は主に夫がするのがよい
- 4 夫が働き、妻は家事・育児・介護等をするのがよい
- 5 妻が働き、夫は家事・育児・介護等をするのがよい
- 6 その他（ ）

問 32 33 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するうえでの問題点はどのようなことだと思われますか。ご意見をお聞かせください。（自由記載）

VII 男女共同参画推進に関する施策

問 33 34 鳥取市が実施している施策、事業などを知っていますか。 ((1)~(6)について○は1つつ)

| | 知っている | 見聞きしたことはある が内容は知らない | 知らない |
|---|-------|------------------------|------|
| (1)鳥取市男女共同参画推進条例 | 1 | 2 | 3 |
| (2)鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」 | 1 | 2 | 3 |
| (3)鳥取市が「男女共同参画宣言都市」である | 1 | 2 | 3 |
| (4)鳥取市男女共同参画週間（10/6～10/12） シンボルマーク | 1 | 2 | 3 |
| (5)パープルライトアップ（女性に対する暴力をなくす運動） 女（ひと）と男（ひと）とのハーモニーフェスタ | 1 | 2 | 3 |
| (6)鳥取市男女共同参画かがやきプラン | 1 | 2 | 3 |
| (7)かがやき企業認定制度 | 1 | 2 | 3 |



問 35 今後男女共同参画を進めるために、市で特にどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。

—(○は5つ以内)—

- 1 男女共同参画についての普及啓発活動
- 2 男女共同参画活動拠点の整備・充実と活動団体への支援
- 3 女性の社会的な自立をめざす講座などの拡充
- 4 学校における男女平等の教育
- 5 経営者・事業主に対する意識啓発
- 6 福祉・健康・労働など女性に関する相談業務
- 7 保育所の対応の拡充
- 8 市の審議会などへの女性の登用
- 9 高齢者介護等の福祉施策の充実
- 10 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 11 関連法令の遵守の促進
- 12 わからない
- 13 その他()

問 34 35 今後男女共同参画を進めるために、市で特にどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。

(○は5つ以内)

- 1 男女共同参画についての理解を深める広報や啓発の充実
- 2 男女共同参画活動拠点「男女共同参画センター」の充実と活動団体への支援
- 3 企業や団体の女性管理職やリーダーを育成するための取組
- 4 仕事と家庭の両立支援や、多様で柔軟な働き方の推進に向けた企業への働きかけ
- 5 経営者・事業主に対する意識啓発

- 6 女性の就業・再就職を支援する取組
- 7 妊娠・出産、更年期等のライフステージに応じた女性の健康支援
- 8 男性が家事・育児等に積極的に関わる機会づくり
- 9 子育てに関するサービスの充実
- 10 市の審議会など政策決定の場への女性の登用
- 11 ひとり親家庭への支援
- 12 生活困窮・性被害・DV等の様々な困難を抱える女性への支援
- 13 学校における男女平等や人権尊重の教育の充実
- 14 高齢者介護等の福祉施策の充実
- 15 LGBTQなど性的マイノリティの方への支援と理解促進
- 16 わからない
- 17 その他()

問 35 36 今後男女平等の社会を実現するために、学校教育の場で特にどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。(○は3つ以内)

- 1 授業や日常の活動の中で、男女平等の意識を育てる指導を行う
- 2 **さまざまな教育活動を通して 無意識の思い込みを認識し**、性別ではなく、個性や能力を生かせる指導の充実
- 3 教職員への男女平等教育に関する研修の充実
- 4 人権尊重の立場に立った教育の充実
- 5 管理職や主任級に女性教員を登用する
- 6 性に関する教育の充実
- 7 **男性教員の家事・育児・介護等への参画促進**
- 8 **女子生徒の理工系分野への進路選択の促進**
- 9 わからない
- 10 その他()

VIII 男女共同参画推進に関する意見

問 36 37 男女共同参画をさらに進めるためには、どのようなことをすべきだと思われますか。
ご意見をお聞かせください。

調査にご協力いただきありがとうございました。

ご記入漏れがないか、お確かめいただき、同封の返信用封筒で、
令和6年12月 日()までに、ご返送ください。

企業における男女共同参画に関する調査(お願い)

事業者の皆様には、日頃から市政の推進にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
鳥取市では、「男女共同参画都市宣言」や「第4次男女共同参画かがやきプラン」をもとに、男女が共に喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現をめざし、様々な施策に取り組んでいるところです。

今後、さらなる取組の推進に向けての参考資料とするため、男女共同参画に関するお考えや現状をお伺いする「企業における男女共同参画に関する調査」を実施することとしました。

つきましては、ご多用のところ恐縮ですが、調査の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

令和6年11月 鳥取市

ご記入にあたって

- 1 このアンケート調査は、市内で常用雇用者10人以上の事業所の中から500社を抽出してお願いしています。
- 2 ご記入は、貴社において**男女共同参画および女性活躍女性対策等を担当されている方**、あるいは**人事・労務・職員厚生等を担当されている方**にお願いいたします。本社が別にある場合でも、送付させていただいた支社、事業所等についてご回答ください。
- 3 貴社(事業所)を特定する情報の収集及び公表は一切しません。また、調査票がこの調査以外に使用されることはありません。
- 4 回答内容は、すべて統計的に処理いたしますので、回答がそのまま発表されることはありません。(調査結果は、ホームページなどで公表します。)
- 5 この調査票は、原則、**令和6年11月1日現在**でご記入ください。
- 6 回答していただいた調査票は、**令和6年12月 日()**までに、同封の返信用封筒を使用して無記名でご返送ください。

【問い合わせ先】鳥取市総務部 人権政策局

男女共同参画課

〒680-8571 鳥取市幸町71

電話 0857-30-8076

ファクシミリ 0857-20-3945

電子メール danjyo@city.tottori.lg.jp

企業における男女共同参画に関する調査票

質問ごとに、貴社（事業所）のお考えや状況にあてはまる番号に○印をつけてください。
回答は、ほとんどが選択式になっていますが、一部記述式の箇所もあります。

はじめに

調査を統計的に分析するために、貴社（事業所）についておたずねします。

業種について (○は1つだけ)

- | | |
|--------------|----------------|
| 1 建設業 | 6 金融・保険業 |
| 2 製造業 | 7 不動産業 |
| 3 電気・ガス・水道業 | 8 医療・福祉 |
| 4 運輸・通信業 | 9 サービス業 |
| 5 卸売・小売業、飲食業 | 10 その他 () |

従業員の雇用形態別人数について

| 雇用形態 | 従業員数 | 内 訳 | |
|---------------------|------|-----|---|
| | | 男 | 女 |
| 正社員 | | | |
| 非正社員（パート、アルバイトなど） | | | |
| 臨時雇用（日々雇用又は1か月未満雇用） | | | |
| 派遣社員 | | | |
| 合計 | | | |

役員・管理職の人数について

| 職名 | 人数 | 内 訳 | |
|------------|----|-----|---|
| | | 男 | 女 |
| 役員 | | | |
| 管理職（課長級以上） | | | |
| 管理職（係長相当職） | | | |
| 合計 | | | |

「管理職」は、企業の組織系列の各部署において、配下の係員などを指揮監督する役職の人、その職務の内容や責任の程度が相当する役職を対象としてください。また部長、課長などの役職名を使用していない場合や、次長、課長代理、課長補佐などの職については、貴社の実態により適宜ご判断をお願いします。「管理職」に、「役員」は除きます。

I 男女共同参画・女性活躍の職場とするための積極的な改善について

問1-1 女性の能力発揮を促進するため、どのような改善に取り組まれていますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 女性の募集・採用の拡大をしている
- 2 女性が少なかった職種や職務に、女性を配置している
- 3 女性の管理職を積極的に登用している
- 4 人事評価基準、昇進・昇格基準等を明確にしている
- 5 継続して就業できるよう配置・転勤等を考慮している
- 6 仕事と家庭の両立ができるよう労働時間に配慮している
- 7 その他 ()
- 8 なにもしていない

▶ 問1-2 改善に取り組まれた結果、どのような効果が得られましたか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 職場の雰囲気よくなって活気が出た
- 2 女性の就業年数が伸びた
- 3 女性のチャレンジ意欲が向上した
- 4 女性の責任感が向上した
- 5 女性の活躍が会社の利益に貢献した
- 6 外部の評価・企業イメージが向上した
- 7 就職希望者が増加した
- 8 **男女の賃金差異が改善した**
- 9 その他 ()
- 10 特になし

▶ 問1-3 あなたの会社で、積極的な改善策に取り組まれたきっかけは何ですか。(○は2つ以内)

- 1 経営者の意識
- 2 従業員の男女共同参画意識の向上
- 3 女性従業員のチャレンジ意欲の向上
- 4 人材の確保
- 5 労働組合からの要請
- 6 法の整備や社会の変革などによる要請
- 7 その他 ()

▶ 問1-4 今後、どのような改善に取り組まれる予定ですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 女性の募集・採用の拡大を行う
- 2 女性が少なかった職種や職務に、女性の配置を進める
- 3 女性の管理職を積極的に登用する
- 4 人事評価基準、昇進・昇格基準等を明確にする
- 5 継続して就業できるよう配置・転勤等を考慮する
- 6 仕事と家庭の両立ができるよう労働時間に配慮する
- 7 その他 ()
- 8 特に予定はない

問2 男女共同参画に関する研修(直近1年間平成30年)を行ったことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 社外研修に参加した
- 2 社内研修を実施した
- 3 なにもしていない

問3 女性の能力を積極的に開発・向上するための機会を設けていますか。(○は1つ)

- 1 いる ()
- 2 いない

問4 女性の登用を推進するうえで、どのような問題点がありますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 女性の勤続年数が短い
- 2 家庭での家事・育児などの負担を考慮する必要がある
- 3 女性は昇格や管理職等会社運営の立場となることを希望しない
- 4 時間外勤務、深夜勤務をさせにくい
- 5 女性のための就業環境の整備にコストがかかる
- 6 重量物の取り扱いや危険有害業務について、法律上の制約がある
- 7 管理職の男性や同僚の男性の認識、理解が不十分である
- 8 顧客や取引先を含め社会一般の理解が不十分である
- 9 問題はない
- 10 その他 ()

問5 「女性活躍推進法」に基づく、一般事業主行動計画の策定・届出等の義務についてご存じですか。(○は1つ)

- 1 知っており、策定している
- 2 知っているが、策定していない
- 3 知らない

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)の改正により、令和4年4月から、常時雇用する従業員数101人以上の事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表、届出等が義務付けられています。(従業員数100人以下の事業主は努力義務。)

II 育児・介護休業制度について

問 6-1 育児休業制度について (○は1つ)

- 1 制度を就業規則に入れている
- 2 就業規則には入っていないが実施したことがある
- 3 制度を取り入れることとしている (予定がある)
- 4 その他 ()
- 5 制度を取り入れる予定はない

問 6-2 令和5年平成30年の育児休業制度の利用について (○は1つ)

- 1 利用があった

| 人数 | 内訳 | |
|----|----|----|
| | 男性 | 女性 |
| | | |

- 2 利用がなかった
- 3 対象者がなかった

問 6-3 利用された方の平均取得期間はどれくらいでしたか。(それぞれ○は1つ) ※期間は厚生労働省調査を参考

| | 5日未満 | 5日～ 2週間未満 | 2週間～ 1か月未満 | 1か月～ 3か月未満 | 3か月～ 6か月未満 | 6か月～ 1年未満 | 1年以上 |
|----|------|--------------|---------------|---------------|---------------|--------------|------|
| 男性 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 女性 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |

問 7-1 介護休業制度について (○は1つ)

- 1 制度を就業規則に入れている
- 2 就業規則には入っていないが実施したことがある
- 3 制度を取り入れることとしている (予定がある)
- 4 その他 ()
- 5 制度を取り入れる予定はない

問 7-2 令和5年平成30年の介護休業制度の利用について (○は1つ)

- 1 利用があった

| 人数 | 内訳 | |
|----|----|----|
| | 男性 | 女性 |
| | | |

- 2 利用がなかった
- 3 対象者がなかった

問8 男性が育児休業を取得することの課題として、どのようなことが考えられますか。 (〇は3つまで)

- 1 休業中の業務への支障 (代替要員の確保が困難)
- 2 他の従業員の負担が増える
- 3 利用者本人の収入が減る
- 4 企業の経済的負担が大きい
- 5 男性自身に取得の意識がない
- 6 職場に取りづらい雰囲気がある
- 7 社会的慣習や風潮
- 8 わからない
- 9 その他 ()

III ハラスメントの防止について ~~セクシュアル・ハラスメントなどについて~~

次の説明をご覧になったあと、質問にお答えください。

「セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)」とは
職場において相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的な言動をいう。

「パワー・ハラスメント (パワハラ)」とは
同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為をいう。

「マタニティ・ハラスメント (マタハラ)」とは
働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めなどをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせをいう。

「パタニティ・ハラスメント (パタハラ)」とは
男性社員が、育児休暇を取得したり、育児支援目的の短時間勤務を取得することへの妨害や嫌がらせをいう。

問9 ~~セクシュアル・ハラスメント~~などの防止に関する方針について ((1)(2)について〇は1つずつ)

| | 方針を文書化している | 対策を講じている 方針を文書化していないが | 方針を文書化する予定がある | 方針を文書化する予定はない |
|---|------------|--------------------------|---------------|---------------|
| (1)セクシュアル・ハラスメント | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (2)パワー・ハラスメント その他のハラスメント (パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントなど) | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (3)その他のハラスメント (マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントなど) | 1 | 2 | 3 | 4 |

問 10 セクシュアル・ハラスメントなどの防止のためにどのような対策を実施していますか。
 ((1)(2)についてあてはまるものすべてに○)

※「4 その他」の場合は、() 内にその内容をご記入ください。

| | 職場の方針、マニュアル 等を文書にして配布 または掲示している | 社内報・ポスター等での 広報、職場での研修等で 意識啓発に努めている | 相談・苦情の窓口、 担当者を設置している | その他 () | なにもしていない |
|--|---------------------------------------|--|-------------------------|------------|----------|
| (1)セクシュアル・ハラスメント | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (2)パワー・ハラスメント その他のハラスメント (パワーハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントなど) | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (3)その他のハラスメント (マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントなど) | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

問 11 セクシュアル・ハラスメントなどの相談・苦情に対応される相談員について ((1)(2)について○は1つつ)

※「5 その他」の場合は、() 内にその内容をご記入ください。

| | 男性相談員がいる | 女性相談員がいる | 男女の相談員がいる | 定められた相談員はなく その都度対応する | その他 () | なにもしていない |
|--|----------|----------|-----------|-------------------------|------------|----------|
| (1)セクシュアル・ハラスメント | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (2)パワー・ハラスメント その他のハラスメント (パワーハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントなど) | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (3)その他のハラスメント (マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントなど) | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |

問 12 ハラスメント防止の対策をするうえで、どのようなことが問題点だと思われますか。ご意見をお聞かせください。(自由記載)

IV ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

次の説明をご覧になったあと、質問にお答えください。

「ワーク・ライフ・バランス」とは

「仕事と生活の調和」と訳され、『仕事、家庭生活、地域生活、個人の啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態』のことです。

子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じてバランスを変えながら、一人ひとりがやりがいや充実感を感じて働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて、多様な生き方が選択・実現できる社会となります。

問 13 「ワーク・ライフ・バランス」について知っていますか。 （○は1つ）

- 1 よく理解している
- 2 だいたい理解している
- 3 言葉は聞いたことがあるが、内容まではよく知らない
- 4 言葉も内容も知らない

問 14 「ワーク・ライフ・バランス」を企業で推進していくことについて （○は1つ）

- 1 必要である
- 2 どちらかといえば必要である
- 3 あまり必要ではない
- 4 必要ではない
- 5 わからない

問 15 「ワーク・ライフ・バランス」について何か取組をしていますか。 （○は1つ）

- 1 取組をしている
- 2 取組をしていない
- 3 **取り組む予定がある**

◎ワーク・ライフ・バランスの取組事例

- ・企業独自の休業・休暇制度の導入、制度を活用しやすい環境づくり
- ・長時間労働の削減に向けた取組
- ・短時間勤務・フレックスタイム制・テレワーク等の多様で柔軟な働き方の選択
- ・業務の見直し、改善による生産性の向上

問 16 「ワーク・ライフ・バランス」を企業で推進していく効果についてどのように感じられますか。
 ((1)~(6)について○は1つずつ)

| | 効果がある | どちらかといえば効果がある | どちらとも言えない | どちらかといえば効果がない | 効果がない | わからない |
|--------------------------|-------|---------------|-----------|---------------|-------|-------|
| (1)優秀な人材や女性人材の確保・維持 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (2)コスト低減（人材育成の経費を含む） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (3)従業員の士気・モチベーション・モラルの向上 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (4)業務改善への関心の高まり | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (5)採用応募者の増加 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| (6)企業イメージ・評価の向上 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |

問 17 女性特有の健康課題について、何か取組をしていますか。 (○は1つ)

- 1 取組をしている
- 2 取組をしていない
- 3 取り組む予定がある

【女性特有の健康課題への取組推進】

女性従業員が離職せずに働き続けられるよう、女性特有の健康課題に企業が取り組むことを推進。
 (生理・PMS、子宮頸がん・乳がん等女性に多い疾病、更年期、不妊治療など)

◎女性特有の健康課題への取組事例

- ・新たな休暇制度の導入
- ・職場の理解増進、従業員向け研修
- ・検査・検診費の費用補助
- ・相談窓口の設置、専任の担当者の配置

問 18 貴社（事業所）で次の取組をしていますか。 (あてはまるものすべてに○)

- 1 短時間勤務制度
- 2 所定外労働の免除
- 3 始業・就業時間の繰り下げ、繰り上げ
- 4 フレックスタイム制
- 5 在宅勤務
- 6 就業形態の変更
- 7 再雇用制度（育児・介護により退職した従業員の再雇用）
- 8 産前・産後休暇制度
- 9 休業中の手当支給

- 10 子どものための看護休暇
- 11 時間単位の有給休暇
- 12 半日単位の有給休暇
- 13 学校や地区の行事参加のための休暇
- 14 ノー残業デーの推奨
- 15 年次有給休暇の取得促進
- 16 勤務時間、勤務地、担当業務について希望を聞く
- 17 資格取得などの自己啓発のための休暇
- 18 健康維持（増進）のための休暇
- 19 社会貢献のための休暇
- 20 育児・介護休業中の経済的支援
- 21 自己啓発、健康維持（増進）、社会貢献のための休暇中の経済的支援
- 22 リフレッシュ休暇、アニバーサリー休暇
- 23 その他（ ）

問 19 ワーク・ライフ・バランスを推進するうえでの問題点はどのようなことだと思われますか。ご意見をお聞かせください。（自由記載）

V 男女共同参画推進に関する意見

問 20 男女共同参画を社会全体としてさらに進めるために、市にどのようなことを期待されますか。ご意見をお聞かせください。（自由記載）

調査にご協力いただきありがとうございました。

同封の返信用封筒で、令和6年12月 日（ ）までに、ご返送ください。

第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン策定スケジュール（R6. 8. 27 現在）

| | 令和6年度 | | | 令和7年度 | | | | | | | | | |
|-------------------------|-----------------------|------------------------|-------------|------------------------|-------|--------------------------|-------------|-------------|---------|------------------------|---------------|--------------|----|
| | 8月～9月 | 10月～11月 | 3月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 2月 | 3月 |
| 男女共同参画審議会 | <第2回> 8/27 意見集約 | <第3回> 必要に応じ 書面開催 | | 【諮問】 <第1回> 調査報告書 | | <第2回> 方向性検討 | <第3回> 素案 | | | <第4回> パブコメ 踏まえ修正 | 【答申】 | | |
| 行政推進会議 (副市長、部局長) | | | | | <第1回> | | <第2回> | | | <第3回> | | | |
| 幹事会 (関係課長) | | | | | | 具体的な取組内容について関係各課へヒアリング実施 | | | 関係各課と協議 | | | 関係課に 最終確認 | |
| パブリックコメント (市民政策コメント) | | | | | | | | 9月下旬～10月下旬 | | | | | |
| 市議会への説明 | | | | | 全員協議会 | | | 総務企画 委員会 | | 総務企画 委員会 | 全員協議会 | | |
| 印刷製本、公表 | | 調査票 印刷・発送 | 調査報告書 納品 | | | | | | | | プラン冊子 印刷発注 | 納品 | |

令和8年4月～「第5次プラン」施行